

博多旧市街フェスティバル開催運営等業務委託 仕様書(案)

本仕様書は「博多旧市街フェスティバル開催運営等業務委託」(以下「本業務」という)の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、発注者である福岡市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託件名

博多旧市街フェスティバル開催運営等業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和7年12月26日まで

3 業務の目的

本市では、古くから商都として栄え、長い歴史や豊かな伝統文化を有する博多部の価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、エリア全体の魅力を高めることにより、国内外への訴求力を高めていく「博多旧市街プロジェクト」を推進しています。

本業務は、博多旧市街エリアを代表するイベントとして根付き、博多旧市街の魅力である地域資源を活かしたイベント「博多旧市街ライトアップウォーク」(以下「ライトアップウォーク」という)を核として、その他期間中に行われる各種イベントとも連携し、博多旧市街の魅力や価値を国内外に広くアピールするとともに、博多旧市街セクション登録店舗をはじめとするエリア内店舗等(以下「店舗」という)における消費拡大や博多旧市街エリアの楽しみ方等を浸透させることを目的に開催する「博多旧市街フェスティバル」(以下「本イベント」という)の開催運営等の業務を行うものである。

【博多旧市街プロジェクト】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c_kanko/shisei/hakataoldtown.html

<https://yokanavi.com/hakataoldtown/>

【博多旧市街セクション】

[https://yokanavi.com/selection/?a=0&c\[\]=431&c\[\]=432&c\[\]=433](https://yokanavi.com/selection/?a=0&c[]=431&c[]=432&c[]=433)

4 受注者の責務

受注者は、関連法令、条例、規則及び本仕様書の記載事項を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解し、業務を遂行しなければならない。

5 業務を行う上での基本的な考え方

- ・博多旧市街エリアを代表するイベントとして根付き、博多旧市街の魅力である地域資源を活かしたイベント「ライトアップウォーク」を核として、その他期間中に行われる各種イベントや MICE のアフターコンベンションとも連携し、賑やかや博多旧市街の認知向上を図るとともに、エリアの楽しみ方を浸透させる。
- ・神社仏閣・伝統文化・伝統工芸など博多旧市街ならではの体験を際立たせ、歴史・伝統・文化を身近に親しむことができる機会の創出・提供し、その対価を還元するなど、持続可能な観光振興につなげる。
- ・旅中や旅前のプロモーションを強化するとともにエリア内の回遊を促し、消費拡大に繋げる。
- ・本イベントの開催期間(令和7年10月17日(金)～11月9日(日)予定)中及びその前後の他のイベントや MICE と連携を図り、エリア内の賑わい創出策を提案すること。「博多旧市街ライトアップウォーク2025」(本企画提案の対象外であり別契約)をはじめ、これ以外にも実施予定の関連イベントを調査の上、イベント主催者等と連携を図り、より効果的なプロモーションや相互誘客などにつなげるため、可能な限りパッケージ化して一体的な広報を行うこと。
- ・「博多町家」ふるさと館が令和7年(8月)で30周年を迎えることを踏まえ、本施設の入館料増加、ひいては博多旧市街エリア全体の来訪者増加を目指した取り組みを提案すること。

- ・本イベントの開催期間を通じ、店舗等においてライトアップウォークのチケット所持者が割引やサービスの提供が受けられるようチケットの提示や LINE 等を活用した消費促進策を提案すること。
- ・発注者が別途実施する博多旧市街コンテンツ造成事業や、博多駅から博多旧市街エリアへの導線装飾についても、可能な限り一体的に広報を行うこと。
- ・受注者はより効果的なイベントを実施してくために協賛金等(協賛金・物品・役務等)の獲得に努め、イベントの周知や賑わい創出につなげること。

6 本イベントの概要

開催場所:博多旧市街エリア(以下、「エリア」という)

開催期間:令和7年10月17日(金)～11月9日(日) 24日間 ※予定、今後変更の可能性あり

開催内容:別紙 1 のとおり

7 業務内容

(1)実施計画書の作成

実施計画書は以下の構成で作成するものとする。

①基本事項

イベント開催のコンセプト・テーマ、準備スケジュールなどの基本事項を記載すること。また、実施計画書の作成からイベントの運営まで、本業務に係る全ての費用の積算を行うこと。

②会場計画

会場の位置図、会場レイアウト、装飾・演出(デザイン制作を含む)、設備、電源、通信、備品などの会場設営に必要となる事項を記載すること。

③運営計画

運営体制、来場者対応(遺失・拾得物、迷子、障がい者など)、資機材搬出入管理、清掃・廃棄物処理などイベント運営に必要となる事項を記載すること。

④警備計画

来場者導線管理、場内整理、誘導など警備上必要となる事項を記載すること。

⑤安全対策基本計画

大規模災害対策、テロ対策、医療・救護体制など想定される緊急事案の整理とその対策について記載すること。

⑥広報計画

当該イベントの事前告知及び開催日ごとのイベント内容の周知を行うために必要となる事項(専用サイトの制作、SNS やポスター・フライヤー等を活用したプロモーション、メディア(TV、新聞等)の活用等)を記載すること。

なお、広報の手段として、市政だより、市のホームページへのイベント情報の掲載、及び市の保有する掲示板等広告の掲出が可能な場所を使用することができる。

(2)実施計画に基づくイベントの運営業務

実施計画に基づき、会場設営、運営体制の確保、資機材の調達、コンテンツの制作、出展・出演者調整、イベント実施、関連事業者との調整などイベント当日の運営業務の一切を行うこと。

また、運営にあたっては開催日ごとに、資機材の搬出入やスケジュールなどを示した運営マニュアルを作成すること。

(3)広報・情報発信の実施

市と協議のうえ、本事業の実施状況や結果について、効果的な情報発信を行うこと。

(4)本業務の目的を達成するために必要な交渉・調整業務

実施計画書の作成及び本イベントを運営するにあたり、発注者、警察、保健・衛生当局、施設管理者、出演者などの関係者と必要な交渉及び調整を行うこと。

(5)必要な許認可等の調査・申請

本イベントを運営するにあたり必要となる許認可等の調査を行い、速やかに手続きを行うこと。ただし、申請主体が発注者である必要がある場合には、受注者はその手続きの支援を行うこと。

(6)その他、本業務の目的を達成するために必要な業務

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上決定する。

8 成果品

次の成果品を提出する。

- ・実施計画書
- ・運営マニュアル(イベント実施に際し作成した場合)
- ・事業報告書 5部(A4 サイズで製本、打合せ協議録を含む)
- ・上記に係る電子データ一式
- ・その他関連資料や作成した電子データ一式(納品方法は発注者と協議すること)

9 守秘義務

(1)基本事項

受注者は、業務上知り得た機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあつては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙 2「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

(2)従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

10 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、契約条項に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1)着手届
- (2)業務行程表
- (3)誓約書
- (4)業務実施体制(協力会社分を含む)
- (5)業務遂行責任者届
- (6)完了届
- (7)受渡書

11 業務実施体制

- (1)受注者は、業務を円滑かつ適正に進捗するために契約後、速やかに業務履行のための適切な体制を整えなければならない。
- (2)受注者は、担当者の中から、発注者との協議等の主たる窓口となるものを主担当者として指定しなければならない。
- (3)受注者は、業務の一部を他者に再委託する場合、発注者の事前承認を得なければならない。また、当該再委託契約締結後速やかに、再委託した業務内容を記載した業務実施体制表を発注者に提出しなければならない。
- (4)業務実施体制(再委託を含む。)を変更する場合は、事前承認を受けなければならない。
また、変更後速やかに、その内容を記載した業務実施体制表を発注者へ届け出なければならない。

12 成果品の審査

- (1)受注者は、各業務完了時に発注者による成果品審査を受けなければならない。
- (2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに対応しなければならない。
- (3)業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正作業を行わなければならない。

13 成果品の帰属

成果品は全て発注者に帰属する。

受注者は、発注者の許可なく成果品を公表又は使用してはならない。

14 その他

(1)提出書類の編集方法、体裁等について、発注者の指示に従うこと。

(2)発注者の意思決定に必要なデータ等について、中間報告を求めた場合は、速やかに対応すること。

(3)本仕様書に定めた事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項等については、発注者及び受注者の協議によりこれを解決すること。

(4)当該事業に係る電子メールの送信にあたっては、BCC により行うこと。

◆博多旧市街フェスティバル開催内容

1. イベント期間を通じた取り組み

エリア内の回遊性向上やエリア内店舗における消費拡大を目的とし、本イベントの期間を通して、エリアの回遊や博多旧市街セクション登録事業者をはじめとするエリア内店舗への誘客につながる施策を実施すること。

○実施時期

博多旧市街フェスティバル開催期間中を通して実施すること。

○実施内容

①期間中のエリア内店舗における消費拡大を目的とした回遊施策の実施

- ・博多旧市街エリア内の飲食店へ回遊を促す仕掛けを展開し、「知らないお店に行ける」「新しい発見がある」など複数店舗分の情報と飲食の多様性を得ることができるイベントにすること。
- ・鉄道駅を起点とするなど、人が徒歩で回遊できる範囲で、エリアを設定し展開すること。
- ・協力店舗の情報がわかる飲食店 MAP(チラシ等)を作成すること。
- ・イベント終了後一週間程度、取り組み期間が継続する等、一過性のイベントに終わらず、イベント時以外の日常時においても集客(リピーター)に繋げる工夫をすること。(例:チケット制の回遊施策等を展開する場合、チケットの有効期限をイベント終了から1週間程度設ける、使用した飲食店 MAP をイベント終了後も使用できるようなものにするなど)
- ・協力店舗については、後述する公式 HP や受注者の保有するネットワーク等を通してエリア内店舗等に対して広く公募するなどし、協力店舗の確保に努めること。

②ライトアップウォークチケット購入者に対する優遇・特典の設定

- ・ライトアップウォークチケットを価格以上の価値に高めるため、エリア内の博多旧市街セクション登録事業者や飲食店等の協力店舗の開拓を行い、全期間中を通してチケット持参者への協力店舗におけるサービス等の提供を行うこと。
- ・協力店舗については、後述する公式 HP や受注者の保有するネットワーク等を通してエリア内店舗等に対して広く公募するなどし、協力店舗の確保に努めること。

2. エリア内の主要な観光施設である下記3施設を活用した賑わいの創出

博多旧市街フェスティバルが令和7年度の実施で5回目を迎えること、下記3施設がそれぞれ周年を迎えることを踏まえ、3施設と調整のうえ各スポットの特色を生かしたエリア全体の来訪者増につながる取り組みを実施すること。

○実施時期

博多旧市街フェスティバル開催期間中のうち、より効果的な日程を提案すること。

○実施内容

①「博多町家」ふるさと館

伝統芸能公演、文化体験など、施設の特色を活かした新規性のある取り組み等、本施設が令和7年8月に30周年を迎えることを踏まえた記念イベントを行うとともに、周年を契機にSNS等を活用した積極的な魅力の発信ができる取り組みを提案すること。

②博多千年門

令和6年度末に供用開始された博多千年門回遊拠点広場等を活用し、施設の特色を活かした取り組みを提案すること。

③櫛田神社

櫛田神社内及び大博通りへ続く櫛田神社表参道や土居通り等を活用し、施設の特色を活かした取り組みを提案すること。

3. 観光施設や広場等を活用したおもてなしの雰囲気醸成

○開催期間

博多旧市街フェスティバル開催期間中を通して実施すること

○実施内容

- ・エリア内の観光施設や広場、公園等の装飾により、博多旧市街フェスティバルが開催されていることを周知し、エリア内の賑わいやおもてなしの雰囲気を醸成するとともに、観光客の来訪意欲向

上に繋げること。(発注者が制作した灯籠(台数:約20基、素材:スチール、照明:LED、電源:コンセント)を利用することも可能)

・日中、夜間のどちらにも対応できるような装飾等を検討し、提案すること。

＜候補地＞※下記はあくまでも例示であり、実現可能性も踏まえて提案すること。

承天寺通り(博多駅前1丁目交差点～御供所町交差点)

櫛田神社表参道、大鳥居

市営地下鉄櫛田神社前駅等の周辺駅改札口前及び乗降口等

出来町公園

冷泉公園

4. 広報・宣伝の実施

博多旧市街フェスティバルの認知度を高めるとともに、県外並びに海外からの誘客促進に繋げるため、下記に記載する実施内容を含め、メディアを活用した有効なプロモーション及び海外へのプロモーション方法について提案すること。

○実施内容

①インフルエンサーの招聘及び情報発信

・地域資源の価値をより多くの人へ訴求するため、ソーシャルメディアにおいて一定の影響を持つインフルエンサーを1名以上招聘し、訪問先の魅力を被招聘者ならではの視点で以下のとおり発信を行うこと。

ア インフルエンサーの選定

被招聘者の選定においては、以下の条件を満たすこと。

・Instagramでのフォロワー数が5万人程度以上有すること。ただし、他のソーシャルメディアにおいて同等の影響を持った情報発信が可能な者も含む。

・若年層からの支持を得ていること。

・旅(観光)分野と合わせて、趣味嗜好における特定分野で一定の支持層を持つKOL(キーオピニオンリーダー)として、ファンコミュニティを形成していること

・本業務の目的を理解し、博多旧市街観光のPRに協力的であること。

イ 発信方法及び内容

・選定したインフルエンサーを博多旧市街へ招聘し、体感した魅力をインフルエンサー自身が有するソーシャルメディアにて発信すること。

・発信については、博多旧市街フェスティバル期間中や直前のみではなく、イベント実施に向けて継続的に行うこととし、頻度・訪問場所・発信内容については、被招聘者の特性や意向及び招聘時期を踏まえ、発注者と協議の上、決定すること。

②イベントガイドブックの制作

・本フェスティバル期間中の各種イベント案内等必要な情報を掲載した紙媒体の配布物を令和7年8月末までに日本語25,000部、英語10,000部以上制作し指定場所へ納品するとともに、関係施設や駅、ホテルなど効果的な広報が見込める配架先を調整し、必要部数を制作して配架すること。イベント終了後余剰が発生した場合は、発注者と協議の上必要部数を納品し、残りの余剰については受注者の責任で処分を行うこと。

③HPの制作

・本フェスティバル開催前から、専用の案内HPを立ち上げ、日本語のほか英語を含む複数言語で情報を発信すること。なお、発注者の指示に応じて、随時情報の更新を図れるよう、更新回数の上限等は設けないこと。

・ドメインは市が保有する指定ドメインを使用し、サーバーについては受託者で準備すること。

・本フェスティバル開催期間終了後、本フェスティバルの開催内容や実施結果等が分かる内容にHPを更新し、この内容の静的データをCD等に保存し納品すること。

・本フェスティバル開催期間終了後、開催期間中のHPの静的データをCD等に保存し納品すること。納品データの時点については、発注者と協議し決定すること。

④ポスターの制作

・発注者が提供するデータを元にデザインを行い、B1縦サイズのポスターを50枚、B3横サイズのポスターを200枚制作すること。

⑤ツアー等造成

・宿泊事業者や旅行会社等と連携し、特に県外並びに海外からの誘客促進に繋げるため、ライトアップウォークチケットを組み込んだツアー等の造成を提案すること。

⑥博多駅中央改札口前イベントスペースにおける博多旧市街 PR

- ・博多駅中央改札口前イベントスペースに博多旧市街フェスティバルの PR ブースを設置し、イベントの広報等を実施すること。
- ・設置の時期・期間は博多旧市街ライトアップウォーク(令和7年10月31日から令和7年11月3日)を必須とし、そのほかの期間については発注者と協議して決定すること。
- ・イベントスペースの使用料は見積額から除き、そのほかの設置経費、PR 経費については計上すること。

5. 期間中の他イベントとの連携

博多旧市街エリア内で実施される「博多旧市街ライトアップウォーク2025」「博多川川床事業」(いずれも本企画提案の対象外であり別契約)をはじめ、これ以外にも実施予定の関連イベントを調査の上、イベント主催者等と連携を図り、より効果的なプロモーションや相互誘客などにつなげるため、可能な限りパッケージ化して一体的な広報を行うこと。

○博多旧市街ライトアップウォーク2025との連携

期間中、最大のイベントであるライトアップウォークを更に盛り上げ、9月上旬から販売を予定しているライトアップウォークのプロモーションやチケット販売強化及び集客を図ることにより、博多旧市街の更なる周知とエリア内における消費拡大を図る。

◆開催期間 令和7年10月31日(金)～11月3日(月・祝) 4日間

◆開催時間 各日午後4時から午後10時までの間において、会場の利用条件等を考慮し事業者の提案による。

【博多旧市街ライトアップウォーク まるわかりガイド】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hakataku/t-shinko/luw/index.html>

・地下鉄利用による来場が増加することが見込まれるので、市営地下鉄の一日乗車券購入者でライトアップウォーク有料会場への来場者へ、限定のオリジナルグッズ等を最低300名分準備するなど地下鉄による来場者と誘客促進を図ること。

・4. ②で指示するイベントガイドブックにライトアップウォークの会場案内及び協賛企業など必要な情報を掲載すること。なお、掲載文量については、昨年度実施した博多旧市街フェスティバルのガイドブックに掲載している文量程度を見込むこと。

・ライトアップウォークのチケットの販路拡大のため、有効と思われる海外向けチケット販売サイトを検討し、必要に応じて販売元である博多ライトアップウォーク実行委員会へ情報提供すること。

・4. ⑤で指示するツアー等造成に際し、博多旧市街ライトアップウォークのチケットを同梱するなど、チケットをおおむね300枚程度買い上げて活用する回遊施策等を提案すること。

・4. ⑥で指示する博多駅中央改札口前イベントスペースに設置する PR ブースにおいて、ライトアップウォークの主催者である実行委員会がチケット販売を実施できるようスペースの確保等を行うこと。

○その他のイベントとの連携

博多旧市街エリア内で期間中及びその前後に実施されるイベントを積極的にリサーチし、主催者等と連携のうえ、相互の誘客促進につながる仕組みを提案、実施すること。

6. 分析・効果検証

博多旧市街フェスティバルによる地域への経済効果等の効果測定及び分析を行うこと。

・実施内容の振り返りや実施結果を取りまとめること。

・効果測定に必要な来場者数や属性を把握するためのアンケート等を実施し、集計すること。アンケートの項目及び実施方法については、発注者と協議すること。

・実施内容及び結果、地域への経済効果、次年度以降の博多旧市街フェスティバル実施に向けた提案、地域自身がイベントを実施する場合に見込まれる課題等を整理した事業報告書を作成し、提出すること。

1 基本的事項

受注者は、この契約に基づき委託された業務(以下「委託業務」という。)を実施するに当たっては、個人情報(個人番号及び特定個人情報を含む。)及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1)個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2)個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。

(3)特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第7条第 13 号に規定する住民票コードをいう。)以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4)情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む)並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5)機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7)可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

受注者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受注者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、取り扱う従業者を書面で報告するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受注者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、福岡市(以下「市」という。)の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受注者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受注者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受注者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受注者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受注者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受注者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。